

資料 2

トリクロロエチレンの地下水環境基準の超過について

水質汚濁防止法の規定により石川県が定めた令和7年度水質測定計画に基づき、本市が実施した地下水質の概況調査においてトリクロロエチレンが環境基準を超過したことから、汚染井戸周辺の地下水質調査を実施した結果を報告する。

1. 地下水質概況調査 地域の全体的な地下水質の概要を把握するための調査

令和7年度調査井戸数 7井、測定回数 1回（9月）、調査項目数 28項目（人の健康に関する項目）

環境基準超過地点：栗崎町地内

項目	測定値	環境基準値
トリクロロエチレン	0.011 mg/L	0.01 mg/L 以下

2. 汚染井戸周辺の地下水質調査 環境基準値超過井戸から概ね半径500m範囲の調査

（1）飲用井戸調査 16井戸すべて環境基準値を超過していなかった。

（2）汚染範囲確認調査

調査井戸数	環境基準超過件数（測定値）
7	0 (<0.001 mg/L～0.007 mg/L)

3. その他

- ・地下水質が環境基準値を超過した原因は不明
- ・環境基準値を超過した井戸等で2回/年の継続監視を実施

【参考】○環境基準：人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として定めたもの（環境基本法第16条）

○トリクロロエチレン：無色の液体で、水より重い。臭気があり不燃性である。発がん性がある物質といわれている。
主に機械部品の脱脂洗浄剤として使用されている。